



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 33 2006年09月25日

台湾特許法(意匠に係る規定)改正について(続き)

今般、台湾知的財産局により公聴会による議論の結果、特許法(意匠に係る規定)改正草案の改訂版が2006年09月07日に公表されました。

その改正要点を下記の通り、ご案内申し上げます。

更なる情報並びに施行時期については、当局の公表を待って改めてお知らせ致します。

記

1. 意匠を意味する「新式様」を「設計」(デザイン)に改める。
2. 意匠に関し国防上の公告制限の規定を増設する。
3. 施行細則で登録意匠の公告公報に掲載する内容を書誌、デザインの説明(意匠の説明及び図面の説明)とするよう別途規定される。
4. 類似意匠制度を撤廃すると共に、部分意匠制度、関連意匠制度及び組物の意匠制度を導入する。
5. 関連意匠の出願時期を本意匠の登録公告前とする。
6. コンピュータのアイコン及びグラフィックユーザインタフェースを意匠の保護の対象として追加する。(但し、当該意匠を施す物品を指定する必要がある。)
7. 実用新案から意匠への変更出願の法定期間を実用新案登録出願の査定書の送達日から30日に短縮する。
8. 年金の不納付による権利失効の回復措置を緩和する。即ち、年金の不納付による意匠権失効は自己の責に帰すが、正当な理由がある場合は、その納付すべき期限から1年以内に当該年金の3倍に相当する公費を追納することにより権利回復を請求することができる。
9. 年金の追納期間(6ヶ月間)における追納公費の月割増制を導入する。
10. 準用する特許の関係規定を別途意匠に係る規定として増設する。
11. 経過措置
 - 1) 改正施行前に審査未確定の類似意匠については改正施行前の関係規定を適用するが、当該類似意匠は本意匠の登録公告前に出願した場合、改正施行後の3ヶ月以内に関連意匠への変更出願を行うことができる。
 - 2) 改正法の施行前に審査確定していない意匠出願については、改正法の施行日から3ヶ月以内に部分意匠に補正することにより、改正法の適用を受けることができる。

以上